

令和 8 (2026)年度みよし市脱炭素プラットフォーム事業
脱炭素経営モデル企業 募集要項

1 目的

本市は、令和元（2019）年12月4日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、令和32（2050）年までに市内における二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目標としています。

本市における二酸化炭素排出量の約7割が産業部門からの排出であり、そのほとんどが製造業による排出です。市の二酸化炭素排出量の大半を占め、かつ、本市の基幹産業である製造業の脱炭素化は、本市のゼロカーボンシティ推進に向けた重要な取組です。

また、令和7（2025）年3月に策定した「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画」において、「豊かな住環境と産業が調和した環境にやさしいまち」を目指すまちの姿としており、その実現のための重要施策の1つとして、「産業のゼロカーボン化」を掲げています。

しかしながら、サプライチェーンの一翼を担う中小企業は、資金や人材を潤沢に有する大企業と比較して、脱炭素の取組に対する障壁が多く存在しているのが現状です。加えて、昨今の社会情勢によりこれまで以上にサプライチェーン全体での脱炭素化を要請されることが予想されます。

このことから、脱炭素経営に関わる身近な相談先として、市内の中小企業を中心に脱炭素プラットフォーム（脱炭素相談窓口）を構築し、相談者の取組状況に応じたトータルパッケージとして支援を行うことで、中小企業等の脱炭素化及び企業の成長並びに本市のゼロカーボンシティ推進を図ることを目的とします。

2 対象企業

市内に本社又は事業所を有する企業

3 支援企業数

3社程度

4 費用

無料

5 支援内容

本市職員と本市から委託を受けた専門事業者が、脱炭素経営に関する次の各号に掲げる支援を伴走型で実施します。

- (1) 二酸化炭素排出量の可視化
- (2) 脱炭素経営課題及び二酸化炭素排出量削減対策の洗い出し

(3) 二酸化炭素排出量削減ロードマップ及び設備投資計画の作成

6 応募要件

次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 脱炭素経営に対して高い意欲を持つ者
- (2) 本市ホームページ等において本事業の支援先企業として企業名が公表されること及び本事業により得られた成果等（みよし市情報公開条例（平成13年条例第2号）第7条第3号に規定する事項を除く）について、本市ホームページ等への掲載に同意すること。
- (3) 本支援終了後も脱炭素経営を継続し、かつ、本市ゼロカーボンシティ推進事業に協力する意思がある者。
- (4) 次のアからオに掲げるすべてに該当している者
 - ア 「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
 - ウ 国税、愛知県税及び市税を滞納していない者
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者
 - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者

7 応募方法

「みよし市 電子申請・届出システム」より応募

U R L

<https://ttzk.graffer.jp/city-miyoshi-ai/smart-apply/apply-procedure/0343412306422875227>



8 応募締切

令和8(2026)年7月30日（木）

9 支援企業の選定

「みよし市 電子申請・届出システム」の応募フォームに記載された内容及び必要に応じて行うヒアリングの内容により審査の上、支援企業を選定します。

なお、選定結果は、令和8(2026)年7月31日（金）までに通知します。

10 スケジュール

本事業に係るスケジュールは以下の通りです。

内容	期日・期間
募集開始	令和8(2026)年6月11日(木)
申込期限	令和8(2026)年7月30日(木)
結果通知・伴走支援開始	令和8(2026)年7月31日(金)
支援期間	令和8(2026)年7月31日(金)から 令和9(2027)年3月12日(金)まで

11 問合せ先

担当 企画部 企画政策課 ゼロカーボン推進室 (間瀬、北川)

電話 0561-76-5002 (直通)

ファクシミリ 0561-76-5021

電子メール zerocarbon@city.aichi-miyoshi.lg.jp